

2023年5月24日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

非課税期間が無期限に

新 NISA のしくみ

<u>2024年1月から新 NISA がはじまる</u>

NISAとは、株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となる個人投資家のための税制優遇制度です。

令和5年度税制改正にて、2024年1月から、非課税期間が無期限となり、つみたて投資枠(旧つみたてNISA)と成長投資枠(旧一般NISA)の併用が可能となります。また、年間非課税枠や非課税保有限度額が増加しました。

	つみたて投資	成長投資枠
	枠(旧つみたて	(旧一般 NISA)
	NISA)	
年間非	120 万円	240 万円
課税枠	(旧:40 万円)	(旧:120 万円)
非課税	1,800万円(うち成長投資枠	
保有限	1,200万円)	
度額	(旧:つみたて800万円、一般600	
	万円)	

2023年までの旧制度では制度の併用はできず、つみたてか一般かを選ぶ必要がありましたが、2024年からのNISAの場合は、非課税保有限度額を共有するものの、制度の併用自体はできるようになりました。

売却で非課税保有限度額の復活

買い付けした金融商品を売却した場合、 取得価額分の非課税保有限度額が復活しま す。例えば限度額いっぱいの 1,800 万円ま でNISA を利用している場合、そのうちの取 得価額 100 万円の商品を売却すると、100 万 円分は限度額が復活します。

ただし、限度額が復活するのは「売却した翌年」となるので注意が必要です。

ロールオーバーは廃止

非課税期間が無制限となったため、非課税期間が過ぎた金融商品を、次の非課税投資枠に持ち越すロールオーバーは廃止となります。また、2023年中までの旧NISA制度からのロールオーバーもできない仕組みとなっていますが、2023年までの旧NISAについては、新NISA制度の非課税保有枠を圧迫しない別建てとなります。なお、旧NISAから新NISAへの切替手続きは不要です。

まだ NISA をはじめていない方で、新 NISA の非課税保有限度額以上の余剰資金がある場合は、今年中に NISA 口座を開設することも検討してみましょう。



令和2年改正の2024年 開始予定だった二階建て NISA はなくなりました。